○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

昭和４３年３月３０日

条例第１９号

改正　昭和50年3月12日

昭和50年3月12日

昭和50年3月12日

昭和50年3月12日

昭和52年12月27日

昭和56年3月31日

昭和56年12月26日

昭和60年3月16日

昭和60年12月27日 条例第5号

昭和62年3月30日　条例第12号

平成元年12月27日　条例第3号

平成18年2月22日　条例第1号

平成20年3月25日　条例第7号

平成22年11月30日 条例第12号

平成23年3月30日　条例第2号

令和元年12月24日　条例第5号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号。以下「法」という。）第６９条及び第７０条の規程に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（職員）

第２条　この条例で「職員」とは、議会の議員、執行機関たる組合の非常勤の組合長、副組合長、会計管理者及び非常勤の認定委員会の委員、非常勤の監査委員、審査会の委員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和４２年政令第２７４号）第１条に規定する職員を除く。）で、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用を受ける者以外の者をいう。

（通勤）

第２条の２　この条例で「通勤」とは、職員が勤務のため、住居と勤務場所との間を合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

２　職員が前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

（実施機関）

第３条　次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施に責めに任ずる。

（１）　議会の議員　　議長

（２）　執行機関たる組合の非常勤の組合長、副組合長、会計管理者及び非常勤の認定委員会の委員、非常勤の監査委員、審査会の委員　　組合長

（３）　その他の職員　　任命権者

２　実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

３　実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（認定委員会）

第４条　香南香美老人ホーム組合に認定委員会を置く。

２　認定委員会は、委員５人をもつて組織する。

３　委員は、学識経験を有する者のうちから組合長が委嘱する。

４　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任させることができる。

６　認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

７　委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

８　前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（補償基礎額）

第５条　この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

（１）　議会の議員　議会の議長が組合長と協議して定める額

（２）　執行機関たる組合の非常勤の組合長、副組合長、会計管理者　組合長が定める

　　　額

（３）　非常勤の監査委員その他の委員　組合長が定める。

（４）　報酬が日額で定められている職員　負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が組合長と協議して別に定める額）

（５）　報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員　前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が組合長と協議して定める額

（６）　給料を支給される職員　法第２条第４項に規定する平均給与額の例により実施機関が組合長と協議して定める額

第５条の２　傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）について前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（４月１日から翌年３月３１日までをいう。以下同じ。）の４月１日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあつては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて組合長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。

２　前項の組合長が定める額は、法第２条第１１項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第５条の３　休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後１年６月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第５条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の４月１日における年齢に応じて組合長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

２　前項の組合長が定める額は、法第２条第１３項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第２章　補償及び福祉施設

（補償の種類）

第６条　補償の種類は、次に掲げるものとする。

（１）　療養補償

（２）　休業補償

（３）　傷病補償年金

（４）　障害補償

イ　障害補償年金

ロ　障害補償一時金

（５）　遺族補償

イ　遺族補償年金

ロ　遺族補償一時金

（６）　葬祭補償

（療養補償）

第７条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかつた場合においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

（休業補償）

第８条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため通勤その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の１００分の６０に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

（１）　刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

（２）　少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

（傷病補償年金）

第８条の２　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後１年６月を経過した日において、次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第１に定める傷病等級に応じ、１年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

（１）　当該負傷又は疾病が治つていないこと。

（２）　当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第１に定める第１級、第２級又は第３級の傷病等級に該当すること。

２　傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。

（障害補償）

第９条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき、別表第２に定める第１級から第７級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、１年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第８級から第１４級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

（休業補償等の制限）

第１０条　実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病、若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となつた事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から３年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金又は傷害補償の金額からその金額の１００分の３０に相当する金額を減ずることができる。

２　実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合１回につき、休業補償を受ける者にあつては、１０日間（１０日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては、傷病補償年金の３６５分の１０に相当する額の支給を行わないことができる。

（介護補償）

第１０条の２　傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して組合長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

（１）　病院又は診療所に入院している場合

（２）　障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第５条第１２項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第６項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

（３）　障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として組合長が定めるものに入所している場合

（遺族補償）

第１１条　職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、遺族補償として、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第１２条　遺族補償を受けることのできる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第３項において同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

（１）　夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、６０歳以上であること。

（２）　子又は孫については、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあること。

（３）　兄弟姉妹については、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあること又は６０歳以上であること。

（４）　前３号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第２の第７級以上の障害等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

２　遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

３　遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、１年につき当該各号に定める額とする。

（１）　１人　補償基礎額に１５３を乗じて得た額（５５歳以上の妻又は第１項第４号で定める障害の状態にある妻である場合には、補償基礎額に１７５を乗じて得た額）

（２）　２人　補償基礎額に２０１を乗じて得た額

（３）　３人　補償基礎額に２２３を乗じて得た額

（４）　４人以上　補償基礎額に２４５を乗じて得た額

第１３条　遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

（１）　死亡したとき。

（２）　婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

（３）　直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

（４）　離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

（５）　子、孫又は兄弟姉妹については、１８歳に達した日以後の最初の３月３１日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き前条第１項第４号の障害の状態にあるときを除く。）

（６）　前条第１項第４号の障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時６０歳以上であつたとき、子又は孫については１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるか又は職員の死亡の当時６０歳以上であつたときを除く。）

２　遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族補償一時金）

第１４条　遺族補償一時金は、次の各号に掲げる場合に支給する。

（１）　職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

（２）　遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

２　遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

（１）　配偶者

（２）　職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（３）　前２号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していたもの

（４）　第２号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

３　遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第２号及び第４号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

４　遺族補償一時金の額は、第１項第1号の場合にあつては、補償基礎額の４００倍に相当する金額、同項第２号の場合にあつては、補償基礎額の４００倍に相当する金額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

（年金たる補償の額の端数処理）

第１４条の２　年金たる補償の額に５０円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときは、これを１００円に切り上げるものとする。

（葬祭補償）

第１５条　職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

（この条例に定めがない事項）

第１６条　この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第３章（第２４条、第２５条、第３９条の２、第４５条及び第４６条を除く。）の規定の例による。

（福祉事業）

第１７条　実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下この条において「被災職員」という。）及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うように努めなければならない。

（１）　外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

（２）　被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

２　実施機関は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。

第３章　審査

（審査）

第１８条　実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

２　前項の申し立てがあつたときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

（審査会）

第１９条　香南香美老人ホーム組合に審査会を置く。

２　審査会は、委員３人をもつて組織する。

３　委員は、学識経験を有する者のうちから組合長が委嘱する。

４　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

７　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

８　前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第４章　雑則

（報告、出頭等）

第２０条　実施機関又は審査会は補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

２　前項の規定により出頭した者は、規則で定めるところにより、旅費を受けることができる。

（一時差止め）

第２１条　補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、前条第１項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだときは、実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

（期間の計算）

第２２条　この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については、民法（明治２９年法律第８９号）の期間の計算に関する規定を準用する。

（通勤による災害に係る費用の一部負担金）

第２２条の２　通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員（規則で定める職員を除く。）は、一部負担金として、２００円を超えない範囲内で規則で決める金額を納付しなければならない。

２　この条例により、前項の職員に支給すべき補償がある場合、又は当該補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれの支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わつて納付することができる。

（委任）

第２３条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　罰則

第２４条　第２０条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、１０万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行し、昭和４２年１２月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（この条例の施行前の公務上の負傷又は疾病によりこの条例の施行後に障害の状態となり、又は死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

（障害補償年金差額一時金）

第２条の２　当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たない時は、実施機関は、その者の遺族に対し、補償としてその差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

|  |  |
| --- | --- |
| 障害の等級 | 額 |
| 第１級  第２級  第３級  第４級  第５級  第６級  第７級 | 補償基礎額に１，３４０を乗じて得た額  補償基礎額に１，１９０を乗じて得た額  補償基礎額に１，０５０を乗じて得た額  補償基礎額に９２０を乗じて得た額  補償基礎額に７９０を乗じて得た額  補償基礎額に６７０を乗じて得た額  補償基礎額に５６０を乗じて得た額 |

２　障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

（１）　障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（２）　前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

３　前２項に定めるもののほか、障害補償年金差額一時金に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法附則第５条の２の規定の例による。

（障害補償年金前払一時金）

第２条の３　当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

２　障害補償年金前払一時金の額は、前条第１項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

３　障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計が規則で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

４　前３項に定めるもののほか、障害補償年金前払一時金に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法附則第５条の３の規定の例による。

（遺族補償年金前払一時金）

第３条　当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

２　遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の１，０００倍に相当する額を限度として規則で定める額とする。

３　遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

４　遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第１４条の規定の適用については、第１４条中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」とする。

５　前４項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金に関して必要な事項については、地方公務員災害補償法附則第６条の規定の例による。

（遺族補償一時金の額の特例）

第４条　遺族補償一時金の額は、当分の間、第１４条第４項の規定にかかわらず、補償基礎額の４００倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

（１）　第１４条第２項第３号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）　１００分の１００

（２）　第１４条第２項第３号に該当する者のうち、職員の死亡の当時１８歳未満若しくは５５歳以上の３親等内の親族又は第１２条第１項第４号に定める障害の状態にある３親等内の親族　１００分の１７５

（３）　第１４条第２項第１号・第２号又は第４号に掲げる者　１００分の２５０

（遺族補償年金の受給資格年令の特例等）

第４条の２　次の表の上欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第１２条及び第１３条の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第１２条第１項第１号及び第３号並びに第１３条第１項第６号中「６０歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 昭和61年9月30日まで | 55歳 |
| 昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで | 56歳 |
| 昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで | 57歳 |
| 昭和63年10月1日から昭和64年9月30日まで | 58歳 |
| 昭和64年10月1日から昭和65年9月30日まで | 59歳 |

２　次の表の上欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第１２条第１項第４号に規定する者であつて第１３条第１項第６号に該当するに至らないものを除く。）は、第１２条第１項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第１２条第３項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第４条の２第２項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第１３条第２項中「各号の一」とあるのは「第１号から第４号までのいずれか」とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで | 55歳 | 56歳 |
| 昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで | 55歳以上57歳未満 | 57歳 |
| 昭和63年10月1日から昭和64年9月30日まで | 55歳以上58歳未満 | 58歳 |
| 昭和64年10月1日から昭和65年9月30日まで | 55歳以上59歳未満 | 59歳 |
| 昭和65年10月1日から当分の間 | 55歳以上60歳未満 | 60歳 |

３　前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第１２条第１項（第１項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

４　第２項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第３条の規定の運用を妨げるものではない。

（他の法令による給付との調整）

第５条　年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第１４条の２を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に５０円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときは、これを１００円に切り上げるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 傷病補償年金 | 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。） | 0.75 |
| 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。） | 0.75 |
| 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。） | 0.89 |
|  | 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。） | 0.73 |
| 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.86 |
| 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。） | 0.88 |
| 障害補償年金 | 旧船員保険法の障害年金 | 0.74 |
| 旧厚生年金保険法の障害年金 | 0.74 |
| 旧国民年金法の障害年金 | 0.89 |
| 障害厚生年金及び障害基礎年金 | 0.73 |
| 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.83 |
| 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。） | 0.88 |
| 遺族補償年金 | 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金 | 0.80 |
| 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金 | 0.80 |
| 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金 | 0.90 |
| 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。） | 0.80 |
| 遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.84 |
| 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金 | 0.88 |

２　休業補償の額は、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を３６５で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 旧船員保険法の障害年金 | 0.75 |
| 旧厚生年金保険法の障害年金 | 0.75 |
| 旧国民年金法の障害年金 | 0.89 |
| 障害厚生年金及び障害基礎年金 | 0.73 |
| 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.86 |
| 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。） | 0.88 |

附　則（昭和５０年３月１２日条例第　号）

　この条例は、高知県町村議会議員公務災害補償組合規約が、高知県知事より認可された日から施行する。

附　則（昭和５０年３月１２日）

１　この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

２　改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例第１２条第３項及び別表の規定は、この条例施行の日の属する月以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同月前の期間に係るこれらの年金については、なお、従前の例による。

附　則（昭和５０年３月１２日）

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和４８年１２月１日から適用する。ただし、第１５条の改正規定（「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える部分及び「行なう者」を「行う者」に改める部分を除く。）は、昭和４８年９月１日から適用する。

２　この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第２条の２、第７条から第１１条まで、第１５条（公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分を除く。）、第１７条及び附則第３条の規定は、昭和４８年１２月１日以後に発生した事故に起因する同条例第２条の２に規定する通勤による災害について適用する。

附　則（昭和５０年３月１２日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第１２条第３項及び別表の規定は、昭和４９年１１月１日以後の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金については、なお従前の例による。

３　新条例附則第３条第１項及び第２項の規定は、昭和４９年１１月１日以後に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に関して適用し、同日前に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に関しては、なお従前の例による。

附　則（昭和５２年１２月２７日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和５２年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この条例の適用の日（以下「適用日」という。）の前日においてこの条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第８条の２第１項の規定が適用されていたならば、同項各号のいずれにも該当することとなる者に対しては、適用日の属する月分から傷病補償年金を支給する。

３　新条例附則第５条第１項の規定は、適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金について、同条第２項の規定は適用日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、適用日前の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金並びに適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

４　適用日の前日において同一の事由につき障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）とこの条例による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第５条第１号から２号までに定める年金とを支給されていた者で、適用日以後も引き続きこれらの年金の支給を受けるものに対し、同一の事由につき支給される年金たる補償で適用日の属する月分に係るものについて、新条例の規定により算定した額が、旧条例の規定により算定した年金たる補償で適用日の属する月の前月分に係るものの額（以下この項において「旧支給額」という。）に満たないときは、新条例の規定により算定した額が旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、新条例の規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。

５　前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧支給額以上の額となる月前において、次の各号に掲げる事由に該当することとなつたときは、これらの事由（以下この項において「年金額の改定事由」という。）に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額になる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、当該旧支給額に、年金額の改定事由が生じた日以後における新条例（附則第５条を除く。）の規定により算定した当該年金たる補償の額を、年金額の改定事由が生じなかつたものとした場合の新条例（附則第５条を除く。）の規定により算定した当該年金たる補償の額で除して得た率を乗じて得た額に相当する額（その額が年金額の改定事由が生じた日以後における新条例の規定により算定した当該年金たる補償の額に満たないときは、当該新条例の規定により算定した当該年金たる補償の額に相当する額）とする。

（１）　障害補償年金を受ける者の当該障害の程度の変更があつたため、新たに新条例別表第２中の他の等級に該当するに至つた場合に、新たに該当するに至つた等級に応ずる障害補償年金を支給されること。

（２）　遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたため、遺族補償年金の額を改定して支給されること。

（３）　遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が５０歳若しくは５５歳に達したとき（新条例第１２条第１項第４号に規定する障害の状態にあるときを除く。）又は新条例第１２条第１項４号に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなつたとき（５５歳以上であるときを除く。）に該当するに至つたため、遺族補償年金の額を改定して支給されること。

（４）　遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が１年以上明らかでない場合において、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、当該遺族補償年金の支給が停止されたため、又は遺族補償年金の支給を停止された遺族の申請によつて当該遺族補償年金の支給の停止が解除されたため、遺族補償年金の額を改定して支給されること。

６　適用日前に同一の事由につき旧条例の規定による休業補償と旧条例附則第５条第１号及び第２号までに定める年金を支給されていた者で、適用日以後も引き続き当該年金の支給を受ける者に対し、同一の事由について支給する新条例の規定による休業補償の額は、新条例の規定により算定した額が適用日の前日に支給すべき事由の生じた旧条例の規定による休業補償の額（同日に休業補償を支給すべき事由の生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額）に満たないときは、新条例の規定にかかわらず、当該旧条例の規定による休業補償の額に相当する額とする。

附　則（昭和５６年３月３１日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第２条の次に２条を加える改正規定は、昭和５６年１１月１日から施行する。

２　この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第１２条第３項の規定は、昭和５５年１１月１日以後の期間に係る遺族補償年金について適用する。

（経過措置）

３　新条例第２条の２の規定は、障害補償年金を受ける権利を有する者が昭和５６年１１月１日以後に死亡した場合について、新条例附則第２条の３の規定は同日以後に障害補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用する。

４　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第３条第１項の規定により支給された一時金は、遺族補償年金前払一時金とみなして、新条例の規定を適用する。

附　則（昭和５６年１２月２６日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６０年３月１６日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６０年１２月２７日条例第５号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第１２条及び第１３条の規定（新条例附則第４条の２第１項において読み替えられる場合を含む。）は、この条例の施行の日以後に死亡した職員の遺族について適用し、同日前に死亡した職員の遺族については、なお従前の例による。

附　則（昭和６２年３月３０日条例第１２号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成元年１２月２７日条例第３号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の附則第５条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日の属する月の翌月（以下「施行月」という。）以後の期間に係る年金たる補償及び施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施行月前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

附　則（平成１８年２月２２日条例第１号）

この条例は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２５日条例第７号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１１月３０日条例第１２号）

この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月３０日条例第２号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２４日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第７条による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第５条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

別表第１（第８条の２関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 等　　　級 | 倍　　　数 |
| 傷病補償年金 | 第　　1　　級 | 313 |
| 第　　2　　級 | 277 |
| 第　　3　　級 | 245 |

備考　この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法第２８条の２第２項に規定するところによる。

別表第２（第９条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 等　　　級 | 倍　　　数 |
| 障害補償年金 | 第　　1　　級  第　　2　　級  第　　3　　級  第　　4　　級  第　　5　　級  第　　6　　級  第　　7　　級 | 313  277  245  213  184  156  131 |
| 傷害補償一時金 | 第　　8　　級  第　　9　　級  第　　10　　級  第　　11　　級  第　　12　　級  第　　13　　級  第　　14　　級 | 503  391  302  223  156  101  56 |

備考　この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法第２９条第２項に規定するところによる。